

## 議 決

承認申請者 東部方面総監  
陸将 関口 泰一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 関口 泰一（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、弘済企業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 弘済企業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上幕僚監部防衛部長（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、第3師団長（平成19年7月3日から平成20年7月31日）、陸上幕僚副長（平成20年8月1日から平成21年7月20日）及び東部方面総監（平成21年7月21日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と弘済企業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、第3師団（平成19年7月3日から平成20年7月31日）、防衛省（平成20年8月1日から平成21年7月20日）及び陸上自衛隊（平成21年7月21日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と弘済企業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における弘済企業株

式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも13.96%）は、25%未満である。

- 3 申請者が弘済企業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、上級指揮官としての指導力及び指揮官・幕僚として多くの隊員に対する服導指導を通じて得た知識、経験を生かした、社員の管理並びに隊員の公私にわたる実状を踏まえた業務の運営等に関する指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の弘済企業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 陸上自衛隊九州補給処長（兼）目達原駐屯地司令  
陸将補 酒井 弘

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 酒井 弘（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、株式会社小松製作所に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社小松製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、東部方面総監部人事部長（平成18年8月6日から平成19年3月27日）、第7師団副師団長（兼）東千歳駐屯地司令（平成19年3月28日から平成21年3月23日）及び陸上自衛隊九州補給処長（兼）目達原駐屯地司令（平成21年3月24日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社小松製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、東部方面総監部（平成18年8月6日から平成19年3月27日）、第7師団（平成19年3月28日から平成21年3月23日）及び陸上自衛隊（平成21年3月24日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社小松製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社小松製作所の売上額又は仕入額等の総額に占め

る割合（最高でも0.11%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社小松製作所において就く予定である顧問の地位の職務内容は、火器、車両及び弾薬の補給・整備等を所掌する武器科職種としての勤務経験及び工学博士としての知識を生かした、装甲車両及び弾薬等の製造、研究開発並びに改善等に関する技術的な指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社小松製作所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 陸上自衛隊関西補給処桂支処長  
陸将補 徳益 喜平

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 徳益 喜平（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、ダイキン工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 ダイキン工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上自衛隊九州補給処装備計画部長（平成18年8月2日から平成18年12月5日）、装備本部名古屋支部副支部長（平成18年12月6日から平成19年8月31日）、近畿中部防衛局東海防衛支局次長（平成19年9月1日から平成20年3月25日）、陸上自衛隊補給統制本部誘導武器部長（平成20年3月26日から平成21年11月30日）及び陸上自衛隊関西補給処桂支処長（平成21年12月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省とダイキン工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、陸上自衛隊九州補給処（平成18年8月2日から平成18年12月5日）、装備本部名古屋支部（平成18年12月6日から平成19年8月31日）、近畿中部防衛局東海防衛支局（平成19年9月1日から平成20年3月25日）、陸上自衛隊補給統制本

部（平成20年3月26日から平成21年11月30日）及び陸上自衛隊関西補給処桂支処（平成21年12月1日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とダイキン工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるダイキン工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者がダイキン工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、火器、車両及び弾薬の補給・整備等を所掌する武器科職種 of 知識・経験を生かした、各種弾薬の製造、研究開発及び改善等に関する技術的な指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のダイキン工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 東北方面特科隊長  
陸将補 福島 司

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 福島 司（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、横河電子機器株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 横河電子機器株式会社及び同社の会社法上の親会社である横河電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上自衛隊幹部学校主任教官（平成18年8月2日から平成20年7月31日）、第2特科群長（平成20年8月1日から平成22年3月25日）及び東北方面特科隊長（平成22年3月26日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と横河電子機器株式会社及び横河電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、陸上自衛隊幹部学校（平成18年8月2日から平成20年7月31日）、第2特科群（平成20年8月1日から平成22年3月25日）及び東北方面特科隊（平成22年3月26日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と横河電子機器株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における横河電子機器株式会社の売上額又は仕入額等

の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と横河電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における横河電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が横河電子機器株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、大口径の火砲及びミサイルを用いた遠距離における火力戦闘を遂行する特科部隊勤務及び指揮官・幕僚としての知識・経験を生かした、弾薬類、特に信管の研究開発、製造及び改善等に関する指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の横河電子機器株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 システム防護隊長  
陸将補 武藤 吉昭

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 武藤 吉昭（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、株式会社ネットコムセックに就職する予定である。同社における地位は、参事（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社ネットコムセックは、同社を存続会社として、東洋無線システム株式会社、東通電子株式会社及びNECマイクロ波管株式会社の3者と平成22年4月に合併した。前記のそれぞれの会社及び株式会社ネットコムセックの会社法上の親会社である日本電気株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第1電子隊長（平成18年8月2日から平成18年12月5日）、開発実験団本部計画科長（平成18年12月6日から平成21年3月31日）及びシステム防護隊長（平成21年4月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社ネットコムセック、日本電気株式会社、東洋無線システム株式会社、東通電子株式会社及びNECマイクロ波管株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第1電子隊（平成18年8月

2日から平成18年12月5日)、開発実験団(平成18年12月6日から平成21年3月31日)及びシステム防護隊(平成21年4月1日から平成23年8月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社ネットコムセックとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社ネットコムセックの売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と日本電気株式会社、東洋無線システム株式会社、東通電子株式会社及びNECマイクロ波管株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるそれぞれの会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社ネットコムセックにおいて就く予定である参事の地位の職務内容は、通信電子器材及び通信システムの運用を所掌する通信科職種の知識・経験を生かした、通信電子機器及びセキュリティー関連機器等の製造、研究開発及び改善等に関する技術的な指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社ネットコムセックへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 陸上自衛隊関西補給処装備計画部長  
陸将補 森本 澄男

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将補 森本 澄男（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、住友ベークライト株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 住友ベークライト株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上自衛隊需品学校教育部長（平成18年8月2日から平成19年3月31日）、神町駐屯地業務隊長（平成19年4月1日から平成21年7月31日）及び陸上自衛隊関西補給処装備計画部長（平成21年8月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と住友ベークライト株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、陸上自衛隊需品学校（平成18年8月2日から平成19年3月31日）、神町駐屯地業務隊（平成19年4月1日から平成21年7月31日）及び陸上自衛隊関西補給処（平成21年8月1日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と住友ベークライト株式会社との

間で締結された契約の総額が当該年度における住友ベークライト株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が住友ベークライト株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、被服及び各種需品器材等の補給・整備を所掌する需品科職種の知識、経験を生かした、装具類等の製造、研究開発及び改善等に関する技術的な指導・助言を実施するものであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の住友ベークライト株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 自衛艦隊司令官  
海将 倉本 憲一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将 倉本 憲一（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、新明和工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 新明和工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊幹部学校長（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、教育航空集団司令官（平成19年7月3日から平成21年3月23日）、航空集団司令官（平成21年3月24日から平成22年7月25日）及び自衛艦隊司令官（平成22年7月26日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と新明和工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、海上自衛隊幹部学校（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、教育航空集団（平成19年7月3日から平成21年3月23日）、航空集団（平成21年3月24日から平成22年7月25日）及び自衛艦隊（平成22年7月26日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と新明和工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における新明和工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が新明和工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、航空用兵職域としての知識・経験を生かした航空機及び航空機関連装備品の改善等に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の新明和工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 横須賀地方総監  
海将 高嶋 博視

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将 高嶋 博視（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、日本無線株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本無線株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上幕僚監部人事教育部長（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、護衛艦隊司令官（平成19年7月3日から平成20年11月6日）、統合幕僚副長（平成20年11月7日から平成22年7月25日）及び横須賀地方総監（平成22年7月26日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本無線株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、防衛省（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、護衛艦隊（平成19年7月3日から平成20年11月6日）、防衛省（平成20年11月7日から平成22年7月25日）及び海上自衛隊（平成22年7月26日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本無線株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本無線株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも4.93%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日本無線株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、艦艇用兵職域としての知識・経験を生かした艦艇搭載電子機器等の開発及び改善に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本無線株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 佐世保地方総監部幕僚長  
海将補 大谷 祥治

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 大谷 祥治（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、日本電気株式会社に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本電気株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第1航空群司令（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、海上幕僚監部指揮通信情報部長（平成19年7月3日から平成20年7月31日）、第31航空群司令（平成20年8月1日から平成21年12月6日）及び佐世保地方総監部幕僚長（平成21年12月7日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本電気株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第1航空群（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、防衛省（平成19年7月3日から平成20年7月31日）、第31航空群（平成20年8月1日から平成21年12月6日）及び佐世保地方総監部（平成21年12月7日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本電気株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本電気株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも5.2

3%) は、25%未満である。

3 申請者が日本電気株式会社において就く予定である参与の地位の職務内容は、航空用兵職域としての知識・経験を生かした航空機搭載電子機器等の開発及び改善に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の日本電気株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 阪神基地隊司令  
海将補 山本 高英

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 山本 高英（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、三菱電機株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上幕僚監部総務部副部長（平成18年8月6日から平成18年12月5日）、航空集団司令部幕僚長（平成18年12月6日から平成20年7月31日）、第2航空群司令（平成20年8月1日から平成22年7月25日）及び阪神基地隊司令（平成22年7月26日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、防衛庁（平成18年8月6日から平成18年12月5日）、航空集団（平成18年12月6日から平成20年7月31日）、第2航空群（平成20年8月1日から平成22年7月25日）及び阪神基地隊（平成22年7月26日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも5.66%）は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱電機株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、航空用兵職域としての知識・経験を生かした航空機搭載装備品の開発及び改善に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱電機株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 小月教育航空群司令  
海将補 伊東 健一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 伊東 健一（以下「申請者」という。）は、平成23年7月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、ナブテスコ株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 ナブテスコ株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第1航空群司令部首席幕僚（平成18年7月2日から平成18年12月5日）、舞鶴地方総監部管理部長（平成18年12月6日から平成21年3月31日）、教育航空集団司令部幕僚長（平成21年4月1日から平成22年3月28日）及び小月教育航空群司令（平成22年3月29日から平成23年7月1日）であるが、当該期間中において、防衛省とナブテスコ株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、第1航空群（平成18年7月2日から平成18年12月5日）、舞鶴地方総監部（平成18年12月6日から平成21年3月31日）、教育航空集団（平成21年4月1日から平成22年3月28日）及び小月教育航空群（平成22年3月29日から平成23年7月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とナブテスコ株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるナブテスコ株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合

(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者がナブテスコ株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、航空用兵職域としての知識・経験を生かした航空機用部品の整備時における運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のナブテスコ株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 横須賀教育隊司令  
海将補 迫 幸一郎

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 迫 幸一郎（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、富士通株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士通株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、呉地方総監部防衛部長（平成18年8月2日から平成18年8月3日）、自衛艦隊司令部後方主任幕僚（平成18年8月4日から平成20年12月18日）、沖縄基地隊司令（平成20年12月19日から平成22年8月31日）及び横須賀教育隊司令（平成22年9月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士通株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、呉地方総監部（平成18年8月2日から平成18年8月3日）、自衛艦隊（平成18年8月4日から平成20年12月18日）、沖縄基地隊（平成20年12月19日から平成22年8月31日）及び横須賀教育隊（平成22年9月1日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士通株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士通株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.0

0%) は、25%未満である。

3 申請者が富士通株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、艦艇用兵職域としての知識・経験を生かした艦艇搭載電子機器等の修理及び改善に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の富士通株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 情報業務群司令  
海将補 末次 富美雄

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 末次 富美雄（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、三菱スペース・ソフトウェア株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱スペース・ソフトウェア株式会社及び同社の会社法上の親会社である三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、作戦情報支援隊司令（平成18年8月2日から平成18年12月19日）、第63護衛隊司令（平成18年12月20日から平成20年3月25日）、第3護衛隊司令（平成20年3月26日から平成20年8月19日）、護衛艦隊司令部付（平成20年8月20日から平成20年11月30日）、海上自衛隊幹部学校計画課長（平成20年12月1日から平成21年11月30日）及び情報業務群司令（平成21年12月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱スペース・ソフトウェア株式会社及び三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、作戦情報支援隊（平成18年8月2日から平成18年12月19日）、第63護衛隊（平成18年12月20日から平成20年3月25日）、第3護衛隊（平成20年3月26日から平成20年8月19日）、護衛艦隊（平成20年8月20日から平成20年11

月30日)、海上自衛隊幹部学校(平成20年12月1日から平成21年11月30日)及び情報業務群(平成21年12月1日から平成23年8月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱スペース・ソフトウェア株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱スペース・ソフトウェア株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱スペース・ソフトウェア株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、艦艇用兵職域及び情報関連配置における知識・経験を生かした戦闘指揮システム並びに作戦情報支援システム等のソフトウェアの開発及び改修に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱スペース・ソフトウェア株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 南関東防衛局調達部次長  
海将補 竹中 廣虎

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 竹中 廣虎（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、日本通運株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本通運株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、呉地方総監部経理部長（平成18年8月2日から平成18年8月3日）、海上幕僚監部首席会計監査官（平成18年8月4日から平成20年11月30日）、海上自衛隊艦船補給処長（平成20年12月1日から平成22年3月31日）及び南関東防衛局調達部次長（平成22年4月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本通運株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、呉地方総監部（平成18年8月2日から平成18年8月3日）、防衛省（平成18年8月4日から平成20年11月30日）、海上自衛隊（平成20年12月1日から平成22年3月31日）及び南関東防衛局（平成22年4月1日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本通運株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本通運株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.6

1%) は、25%未満である。

3 申請者が日本通運株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、契約等の会計関連業務及び装備品の輸送等を行う経補職域としての知識・経験を生かした官側要求に対する運送関連法規を踏まえた検討並びに弾薬類輸送に関する各支店等への指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の日本通運株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 舞鶴教育隊司令  
海将補 林 祐

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 海将補 林 祐（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、日発販売株式会社に就職する予定である。同社における地位は、主管（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日発販売株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上幕僚監部装備部装備需品課補給管理室長（平成18年8月2日から平成20年1月17日）、呉地方総監部経理部長（平成20年1月18日から平成20年11月30日）、呉造修補給所長（兼）呉地方総監部技術補給監理官（平成20年12月1日から平成22年7月22日）及び舞鶴教育隊司令（平成22年7月23日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と日発販売株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、海上自衛隊（平成18年8月2日から平成20年1月17日）、呉地方総監部（平成20年1月18日から平成22年7月22日）及び舞鶴教育隊（平成22年7月23日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日発販売株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日発販売株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が日発販売株式会社において就く予定である主管の地位の職務内容は、経済学修士及び経補職域としての知識・経験を生かした経営戦略並びに物流戦略等の企画・立案に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日発販売株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 航空支援集団司令官  
空将 森下 一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将 森下 一（以下「申請者」という。）は、平成23年8月5日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、住友商事株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 住友商事株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空幕僚監部監理監察官（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、航空自衛隊幹部学校長（兼）目黒基地司令（平成19年7月3日から平成21年3月23日）及び航空支援集団司令官（平成21年3月24日から平成23年8月5日）であるが、当該期間中において、防衛省と住友商事株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、防衛省（平成18年8月6日から平成19年7月2日）、航空自衛隊幹部学校（平成19年7月3日から平成21年3月23日）及び航空支援集団（平成21年3月24日から平成23年8月5日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と住友商事株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における住友商事株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.10%）は、25%未満である。

- 3 申請者が住友商事株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、飛行職域としての経験及び上級指揮官等としての勤務経験を生かした各種装備品の諸外国における動向に係る情報の収集分析並びに今後調達が見込まれる装備品についての新規輸入の企画立案に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の住友商事株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 中部航空方面隊司令部幕僚長  
空将補 石井 祐司

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 石井 祐司（以下「申請者」という。）は、平成23年4月15日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、ウルトジャパン株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 ウルトジャパン株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空総隊司令部監理監察官（平成18年4月16日から平成19年12月2日）、情報本部勤務（平成19年12月3日から平成21年11月30日）及び中部航空方面隊司令部幕僚長（平成21年12月1日から平成23年4月15日）であるが、当該期間中において、防衛省とウルトジャパン株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、航空総隊（平成18年4月16日から平成19年12月2日）、情報本部（平成19年12月3日から平成21年11月30日）及び中部航空方面隊（平成21年12月1日から平成23年4月15日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とウルトジャパン株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるウルトジャパン株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者がウルトジャパン株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、飛行職域としての経験及び海外駐在武官としての勤務経験を生かした社員教育に関する企画書の立案及び全国に展開している会社従業員に対する社員教育であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のウルトジャパン株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 自衛隊情報保全隊情報保全官（兼）自衛隊情報保全隊副司令  
空将補 泉 賢一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 泉 賢一（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、株式会社東芝に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社東芝は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空自衛隊幹部学校計画課長（平成18年8月2日から平成18年12月5日）、航空自衛隊幹部候補生学校副校長（平成18年12月6日から平成19年12月2日）、南西航空混成団司令部幕僚長（平成19年12月3日から平成21年12月6日）、自衛隊情報保全隊情報保全官（平成21年12月7日から平成22年12月9日）及び自衛隊情報保全隊情報保全官（兼）自衛隊情報保全隊副司令（平成22年12月10日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社東芝との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に在職した機関は、航空自衛隊幹部学校（平成18年8月2日から平成18年12月5日）、航空自衛隊幹部候補生学校（平成18年12月6日から平成19年12月2日）、南西航空混成団（平成19年12月3日から平成21年12月6日）及び自衛隊情報保全隊（平成2

1年12月7日から平成23年8月1日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社東芝との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社東芝の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社東芝において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、要撃管制職種としての知識及び情報に関する勤務の経験を生かした地上電波測定装置の運用ニーズを踏まえた改善及び能力向上のための調査研究に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社東芝への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 防空指揮群司令（兼）府中基地司令  
空将補 糸永 正武

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 糸永 正武（以下「申請者」という。）は、平成23年8月1日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、沖電気工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 沖電気工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、北部航空警戒管制団副司令（平成18年8月2日から平成19年3月31日）、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課中央指揮所管理運営室長（平成19年4月1日から平成20年3月25日）、自衛隊指揮通信システム隊司令（平成20年3月26日から平成20年11月30日）及び防空指揮群司令（兼）府中基地司令（平成20年12月1日から平成23年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と沖電気工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、北部航空警戒管制団（平成18年8月2日から平成19年3月31日）、統合幕僚監部（平成19年4月1日から平成20年3月25日）、自衛隊指揮通信システム隊（平成20年3月26日から平成20年11月30日）及び防空指揮群（平成20年12月1日から平成23年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいず

れの年度においても、これら在職機関と沖電気工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における沖電気工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が沖電気工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、要撃管制職域としての知識及び通信に関する勤務の経験を生かした構内電子交換装置に関する改善及び能力向上並びに機能向上に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の沖電気工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 航空中央業務隊付  
1等空佐 長瀬 宏一

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 長瀬 宏一（以下「申請者」という。）は、平成23年9月13日付で自衛隊を退職し、平成23年11月1日付で、三菱重工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱重工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、情報本部勤務（平成18年9月14日から平成19年12月2日）、南西航空警戒管制隊副司令（平成19年12月3日から平成20年11月30日）、航空開発実験集団司令部総務部長（平成20年12月1日から平成22年3月31日）、航空自衛隊第5術科学校副校長（平成22年4月1日から平成23年7月31日）及び航空中央業務隊付（平成23年8月1日から平成23年9月13日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱重工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、情報本部（平成18年9月14日から平成19年12月2日）、南西航空警戒管制隊（平成19年12月3日から平成20年11月30日）、航空開発実験集団（平成20年12月1日から平成22年3月31日）、航空自衛隊第5術科学校（平成22年4月1日から平成23年7月31日）及び航空中央業務隊（平成23年8月1

日から平成23年9月13日)として扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と三菱重工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱重工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱重工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、要撃管制職域の知識及び警戒管制団の勤務経験を生かした統合運用体制における戦闘機搭載用自衛隊デジタル通信システムによる航空機と作戦指揮所間との連携能力の向上に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱重工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 大臣官房秘書課付  
行政職（一）８級 殿岡 秀昭

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 行政職（一）８級 殿岡 秀昭（以下「申請者」という。）は、平成２３年７月２５日付で防衛省を退職し、平成２３年１２月１日付で、F u j i t s u M a n a g e m e n t S e r v i c e s o f A m e r i c a , I n c . に就職する予定である。同社における地位は、従業員（非役員。常勤）の予定である。
- 2 F u j i t s u M a n a g e m e n t S e r v i c e s o f A m e r i c a , I n c . の会社法上の親会社である富士通株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第６２条第２項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前５年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第３項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前５年間に占めていた官職は、長官官房広報課(兼)長官官房広報課報道室（平成１８年７月２６日から平成１８年９月４日）、防衛政策局調査課情報調整官（平成１８年９月５日から平成２１年７月９日）、大臣官房秘書課(兼)防衛政策局国際政策課（平成２１年７月１０日から平成２１年７月３１日）、防衛政策局国際政策課国際安全保障政策室長（平成２１年８月１日から平成２２年７月２８日）及び大臣官房秘書課付（平成２２年７月２９日から平成２３年７月２５日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士通株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前５年間ににおける在職機関は、防衛庁（平成１８年７月２６

日から平成18年9月4日)及び防衛省(平成18年9月5日から平成23年7月25日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士通株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士通株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合(最高でも2.54%)は、25%未満である。

- 3 申請者がFujitsu Management Services of America, Inc.において就く予定である従業員の地位の職務内容は、防衛省(米国勤務等)において培った知識と経験を生かした、米国の安全保障政策(防衛分野)に関する調査・分析であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のFujitsu Management Services of America, Inc.への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考え。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 技術研究本部艦艇装備研究所長  
指定職 住吉 修平

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 指定職 住吉 修平（以下「申請者」という。）は、平成23年3月31日付で防衛省を退職し、平成23年11月1日付で、横河電子機器株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 横河電子機器株式会社及び同社の会社法上の親会社である横河電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、技術研究本部技術部長（平成18年4月1日から平成18年7月30日）、技術研究本部技術企画部長（平成18年7月31日から平成18年8月20日）、技術研究本部総務部長（平成18年8月21日から平成20年3月31日）、技術研究本部先進技術推進センター所長（平成20年4月1日から平成21年3月31日）及び技術研究本部艦艇装備研究所長（平成21年4月1日から平成23年3月31日）であるが、当該期間中において、防衛省と横河電子機器株式会社及び横河電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、技術研究本部（平成18年4月1日から平成23年3月31日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、在職機関と横河電子機器株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における横河電子機器株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.39%）は、25%未満である。また、

当該期間中のいずれの年度においても、在職機関と横河電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における横河電機株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

- 3 申請者が横河電子機器株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、艦艇システムの専門家としての知識・経験を生かした艦載装備品の研究開発事業に関する技術的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の横河電子機器株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 技術研究本部陸上装備研究所  
システム研究部弾薬システム研究室長  
研究職 5 級 矢須 義春

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 研究職 5 級 矢須 義春（以下「申請者」という。）は、平成 23 年 3 月 31 日付で防衛省を退職し、平成 23 年 11 月 1 日付で、株式会社 I H I エアロスペースに就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社 I H I エアロスペース及び同社の会社法上の親会社である株式会社 I H I は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第 62 条第 2 項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前 5 年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第 3 項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前 5 年間に占めていた官職は、技術研究本部第 1 研究所第 1 部火力システム研究室主任研究官（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 7 月 30 日）、技術研究本部陸上装備研究所システム研究部弾薬システム研究室主任研究官（平成 18 年 7 月 31 日から平成 19 年 8 月 31 日）及び技術研究本部陸上装備研究所システム研究部弾薬システム研究室長（平成 19 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）であり、防衛省と株式会社 I H I エアロスペースとの間における機器等の購入及び調査・研究・広告等の受託に関する契約に携わったことがあるが、当該契約額の総額（約 3, 100 万円）の当該期間中における株式会社 I H I エアロスペースの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（0.02%）は 1%未満であり、かつ、当該契約額の年度ごとの総額（18 年度約 1, 000 万円、21 年度約 2, 100 万円）の各年度の株式会社 I H I エアロスペースの売上額又は仕入額等の総額に占める

割合（18年度0.03%、21年度0.04%）は5%未満である。また、機器等の購入に関する契約額（約100万円）は、限度額である3億円の基準を満たしており、調査・研究・広告等の受託に関する契約額（約3,000万円）についても限度額である1億円の承認基準を満たしている。さらに、同期間中において、防衛省と株式会社IHIとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。

2 申請者の離職前5年間における在職機関は、技術研究本部第1研究所（平成18年4月1日から平成18年7月30日）及び技術研究本部陸上装備研究所（平成18年7月31日から平成23年3月31日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社IHIエアロスペースとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社IHIエアロスペースの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.39%）は、25%未満である。また、当該期間中のいずれの年度においても、同在職機関と株式会社IHIとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社IHIの売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.00%）は、25%未満である。

3 申請者が株式会社IHIエアロスペースにおいて就く予定である嘱託の地位の職務内容は、火器システムの専門家としての知識・経験を生かした将来装備品の研究開発における設計及び試験に関する技術的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。

4 その他、申請者の株式会社IHIエアロスペースへの就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。

5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 装備施設本部副本部長(航空機担当)  
指定職 小川 隆久

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 指定職 小川 隆久（以下「申請者」という。）は、平成23年8月15日付で防衛省を退職し、平成23年12月1日付で、ダイキン工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員、常勤）の予定である。
- 2 ダイキン工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、装備本部総務課長（平成18年8月16日から平成19年8月31日）、装備施設本部総務課長（平成19年9月1日から平成20年7月31日）、装備施設本部副本部長(通信誘導担当)事務代理（平成20年7月4日から平成20年7月31日）、九州防衛局長崎防衛支局長（平成20年8月1日から平成22年1月24日）及び装備施設本部副本部長（航空機担当）（平成22年1月25日から平成23年8月15日）であり、防衛省とダイキン工業株式会社との間における機器等の購入に関する契約に携わったことがあるが、当該契約の総額（約9,300万円）の当該期間中におけるダイキン工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（0.00%）は1%未満であり、かつ、当該契約額の年度毎の総額（21年度約4,300万円、22年度約5,000万円）の各年度のダイキン工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（21年度0.01%、22年度0.01%）は5%未満である。また、機器等の購入に関する契約額（約9,300万円）は、限度額である3億円の承認基

準を満たしている。

- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、装備本部（平成18年8月16日から平成19年8月31日）、装備施設本部（平成19年9月1日から平成20年7月3日）、防衛省（平成20年7月4日から平成20年7月31日）、九州防衛局（平成20年8月1日から平成22年1月24日）及び防衛省（平成22年1月25日から平成23年8月15日）として扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とダイキン工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるダイキン工業株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも3.64%）は、25%未満である。
- 3 申請者がダイキン工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、防衛省における調達関係規則や取得改革の動向に関する公開資料を収集するとともに、これらの資料を会社の管理職や職員に解説することであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のダイキン工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 装備施設本部副本部長(施設担当)  
指定職 増田 慎吾

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 指定職 増田 慎吾（以下「申請者」という。）は、平成23年8月15日付で防衛省を退職し、平成23年11月1日付で、パソコン技術管理株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員、常勤）の予定である。
- 2 パソコン技術管理株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、防衛施設庁総務部総務課長（平成18年8月16日から平成18年8月20日）、防衛施設庁総務部施設調査官(兼)環境保全調整室長（平成18年8月21日から平成19年3月31日）、防衛施設庁業務部労務調査官（平成19年4月1日から平成19年8月31日）、近畿中部防衛局長（平成19年9月1日から平成21年7月31日）、東北防衛局長（平成21年8月1日から平成22年8月31日）及び装備施設本部副本部長(施設担当)（平成22年9月1日から平成23年8月15日）であり、当該期間中において、防衛省とパソコン技術管理株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間における在職機関は、防衛施設庁（平成18年8月16日から平成19年8月31日）及び防衛省（平成19年9月1日から平成23年8月15日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度に

においても、これら在職機関とパソコン技術管理株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるパソコン技術管理株式会社の売上額又は仕入額等の総額に占める割合（最高でも0.70%）は、25%未満である。

- 3 申請者がパソコン技術管理株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、防衛施設等に係る技術的基準や公共工事の入札及び契約の適正化の動向に関する公開資料を随時収集するとともに、これらの資料を会社の管理職や職員に解説することであり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のパソコン技術管理株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考える。  
よって、主文のとおり議決する。